

盛岡市監査委員告示第 39 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項，第 2 項及び第 4 項の規定により行った定期監査の結果の報告を次のとおり公表する。

平成 23 年 12 月 8 日

盛岡市監査委員 熊 谷 喜美男  
同 武 田 牧 雄  
同 佐 藤 敬 三  
同 川 村 幸 子

第 1 監査の対象及び監査実施年月日

定期監査の対象は商工観光部及び建設部である。うち，次の部課等を实地監査の対象として監査を実施した。

実地監査対象部課等	監査実施年月日
商工観光部 観光課，ブランド推進課，東京事務所 建設部 交通政策課，用地課，建築住宅課	平成 23 年 10 月 7 日から同年 10 月 19 日まで

第 2 監査の範囲

平成 22 年度及び平成 23 年度（平成 23 年 7 月分まで）の事務の執行

第 3 監査の方法

实地監査の対象としない部署においては，平成 23 年度監査実施計画及び監査資料等に関する要領（48 盛監発第 24 号）に基づき提出された監査資料について，实地監査の対象とした部署においては，同監査資料と監査実施の指定日に提出された各課等の予算の執行に係る各種文書，会計帳票，証拠書類，現金の出納保管並びに財産，債権及び基金の記録管理その他の事務に係る文書について，事務の執行が法令等に基づき，適正かつ効率的に行われているかに主眼を置き，一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠し，通常実施すべき監査手続きによりその内容を調査照合するとともに，必要に応じ，その都度担当職員から説明を聴取して適否の確認を行った。

#### 第4 監査の結果

事務の執行は、関係法令及び条例・規則並びに議会の議決その他の定めるところに基づきおおむね良好と認められたが、各課等の一部の事務処理について、別紙に掲げる事項が見られたので適切に措置されたい。

なお、監査の執行過程において、各課等の担当職員等に対し、その旨指示したところであるが、所管する業務に対する認識を深められ、事務事業の適正かつ効率的な執行が確保されるよう配慮されたい。

別 紙

## I 商工観光部

### 観光課

#### 【指摘事項】

- 1 旅費の支給に当たり、決裁権者の決裁を得ていない日帰り旅行について旅費が支給されているものが1件見られた。当該旅費について返納の手続きを行うことを求める。
- 2 時間外勤務手当の支給に当たり、勤務区分の記載誤り及び勤務時間数の算定誤りにより、支給額に誤りのあるものが12件見られた。当該時間外勤務手当について、追給及び返納の手続きを行うことを求める。

### ブランド推進課

#### 【指摘事項】

- 1 時間外勤務手当の支給に当たり、勤務時間数の算定誤りにより、支給額に誤りのあるものが4件見られた。当該時間外勤務手当について、追給及び返納の手続きを行うことを求める。

#### 【注意事項】

- 1 時間外勤務命令に当たり、勤務時間数の算定に誤りのあるものが1件見られたので、適正な事務の執行を求める。

## II 建設部

### 交通政策課

#### 【指摘事項】

- 1 自転車等放置禁止区域内の自転車撤去及び保管に要した費用の徴収に当たり、手数料を過少に徴収している事例が1件見られた。当該手数料について、追徴の手続きを行うことを求める。

### 用地課

#### 【注意事項】

- 1 物件移転補償及び用地取得に当たり、決裁を得た相手と異なる者（相続人）と交渉を行い、契約を締結しているものが2件見られたので、適正な事務の執行を求める。

### 建築住宅課

#### 【指摘事項】

- 1 時間外勤務手当の支給に当たり、所属長の決裁を得ていない時間外勤務について、時間外勤務手当が支給されているものが5件見られた。当該時間外勤務手当について、返納の手続きを行うことを求める。

2 時間外勤務手当の支給に当たり、勤務区分の記載誤りにより支給額に誤りのあるものが1件見られた。当該時間外勤務手当について、追給の手続を行うことを求める。